

○吹田市保健所運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市保健所条例（令和元年吹田市条例第 37 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、吹田市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱等)

第 2 条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 市内の保健医療関係団体の代表者 6 人以内
- (3) 市内の公共的団体の代表者 1 人以内
- (4) 事業者 1 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 1 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康医療部保健医療総務室において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。